初島漁業集落排水事業のあらまし



― 令和７年度版 ―

熱海市　公営企業部　下水道課

目　　次

1. 事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（1）業務実績表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（2）事業の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2. 漁業集落排水事業の現況
（1）処理施設使用料 ―― 算定方法 ・・・・・・・・・・・・ 5
―― 変遷 ・・・・・・・・・・・・・ 5
（2）受益者分担金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（3）財政状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3. 施設の概要
（1）浄水管理センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
（2）管路施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

4. 資料
（1）浄水管理センター水質分析結果 ・・・・・・・・・・・・・・ １６
（2）熱海市漁業集落排水処理施設条例 ・・・・・・・・・・・・・ １７

１．　事業の概要

初島地区は、熱海市の本土から南東沖合い約 10㎞にある静岡県唯一の有人離島であることから、従前は個別浄化槽等による汚水処理がされていましたが、平成 19 年 2 月 1 日から汚泥の海洋投棄が禁止となることに伴い、平成 16 年 4 月に初島地区漁業集落環境整備事業の計画承認を得て、平成 17 年より事業着手し、平成 19 年 4 月に集落排水処理施設の供用を開始しました。

以降、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的として事業を行っています。

開始当初は漁港担当課が事業を所管し、その後浄化槽担当課に移管されました。令和 6 年 4 月から、地方公営企業法の全部を適用した企業会計に移行し、事業を市民生活部から公営企業部に移管しました。

初島漁業集落排水施設の概要

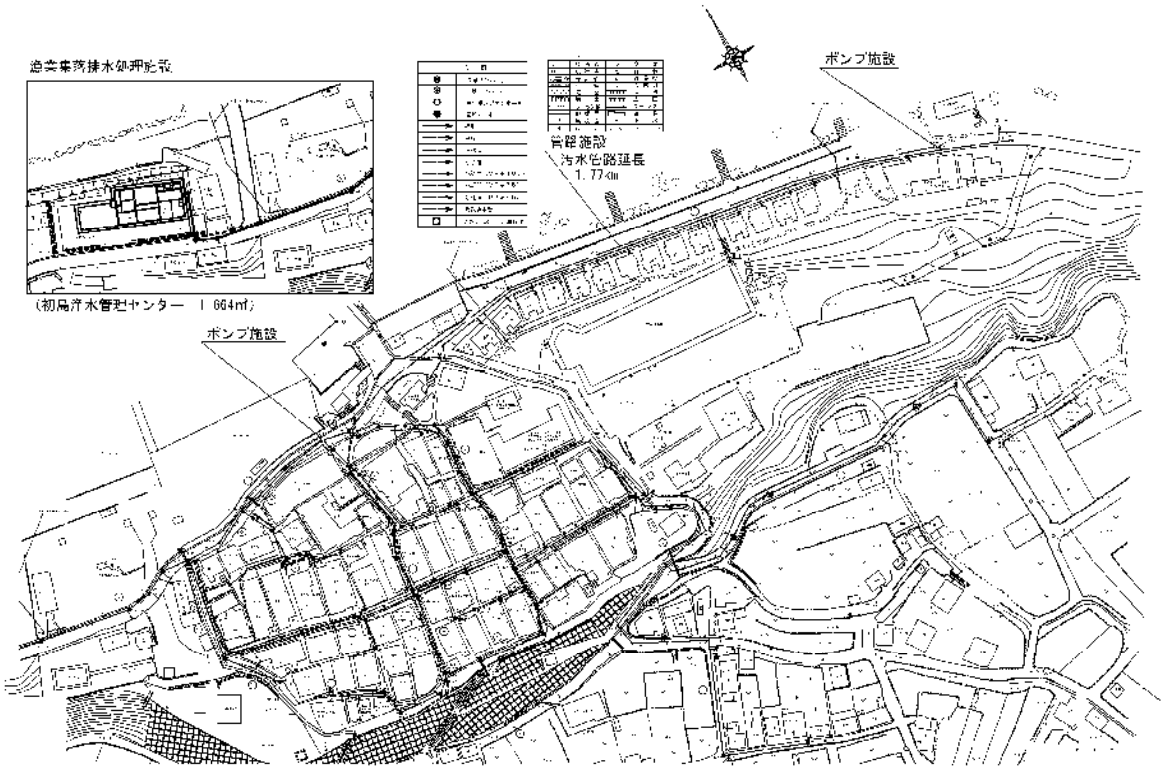
名　称	熱海市初島浄水管理センター
所在地	熱海市初島字拝ノ山 900-3 外
敷地面積	1,664 ㎡（0.17ha）
供用開始年月	平成 19 年（2007 年）4 月
排除方式	分流式
処理方式	膜分離活性汚泥法
放流先	相模灘
処理対象人員	1,880 人
計画流入水質	ＢＯＤ：200mg/L、ＳＳ：200mg/L
計画放流水質	ＢＯＤ：5mg/L、ＣＯＤ：10mg/L、ＳＳ：5mg/L
計画汚水量	日最大 621 ㎥/日 日平均 508 ㎥/日
付帯設備	マンホールポンプ場：2 箇所 管路：φ100～250㎜ L=1,767m
事業費	約 6 億円

初島漁業集落排水処理施設位置図

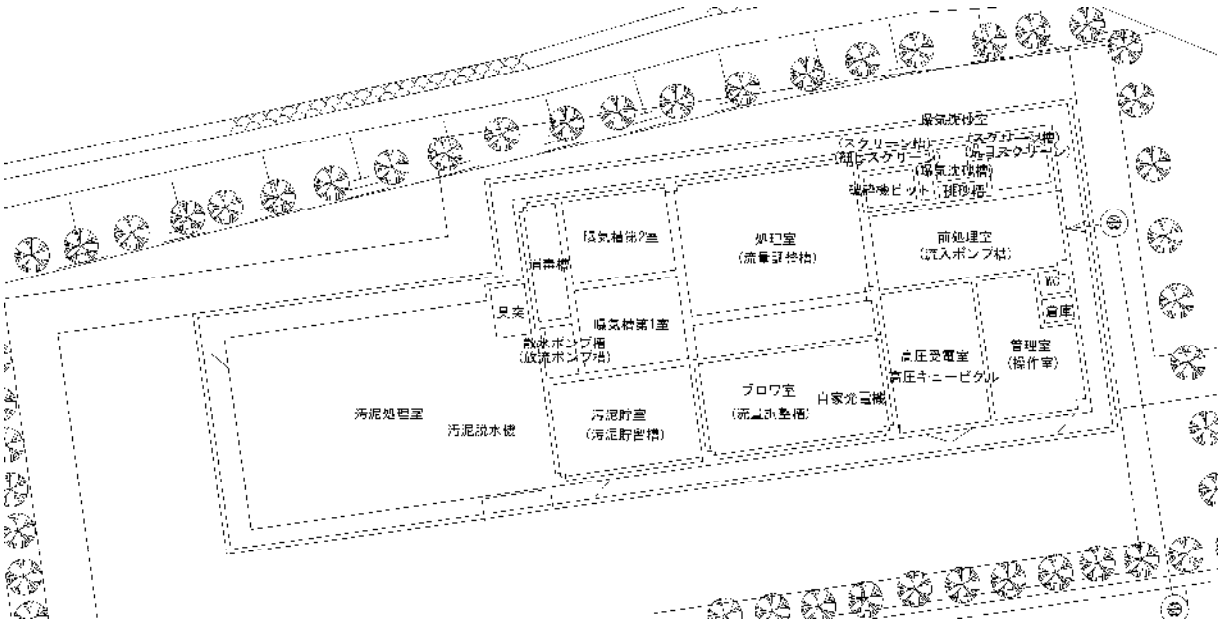




全体平面図



浄水管理センター平面図



（1）　業　務　実　績　表

区　　分			H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
行政区域内人口　　人			37,612	37,225	36,848	36,437	35,721	34,973	34,301	33,603	33,000	32,614
初島区域内人口　　人			198	191	182	181	177	173	185	192	200	200
現在排水人口　　人			141	135	134	133	122	114	115	115	109	104
現在排水件数　　件			96	96	98	97	100	94	94	95	91	91
年間総処理汚水量　　m^3			22,185	22,134	22,008	22,014	23,573	14,995	19,295	19,625	20,499	18,526
年間総有収汚水量　　m^3			23,500	23,594	23,238	22,244	20,958	18,519	19,423	20,577	20,043	18,746
使用料単価（１m^3当り）※　　円			243.20	243.62	247.67	251.25	264.10	276.30	275.71	245.59	237.45	243.80
処理原価（１m^3当り）※	公費負担分	除く　円	615.49	1,032.93	1,068.34	736.15	1,017.70	720.61	874.32	986.15	1,300.88	2,352.16
		含む　円	1,059.66	1,476.10	1,516.44	1,204.91	1,515.41	1,284.63	1,412.96	1,495.31	2,341.36	2,891.84

※令和５年度までは決算状況調査（２６表・３２表）を加工したもので、参考数値である。

（2）　事　業　の　沿　革

昭和	
	個別浄化槽または集合式合併処理浄化槽による汚水処理
平成	
14 年　2 月　1 日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令 し尿等の海洋投入処分の禁止　（５年間の経過措置）
16 年　4 月	初島地区漁業集落環境整備事業計画承認
17 年　9 月 29 日	浄化槽設置届出書提出（市⇒熱海保健所）
19 年　2 月　1 日	し尿等の海洋投入処分の禁止　（経過措置終了）
19 年　3 月 28 日	初島漁業集落排水処理施設供用開始の告示（開始日　平成19年 3月31日）
19 年　3 月 29 日	浄化槽使用開始報告書提出（市⇒熱海保健所）
令和	
元 年　3 月	最適化構想策定（R2～R41）
2 年　3 月	機能保全計画策定（R2～R6）
3 年　3 月	初島漁業集落排水処理事業経営戦略策定（R3～R12）
6 年　3 月	第2期機能保全計画策定(R7～R11)
6 年　4 月　1 日	地方公営企業法全部適用、事業を公営企業部に移管
6 年 12 月　2 日	漁村インフラ整備計画及び漁港漁村整備事業基本計画承認 (事業期間R7～R11)

２．　漁業集落排水事業の現況

（１）処理施設使用料

○ 算定方法

使用料は水道水等の使用水量により、下表に定めたとおり算定します。

＜使用料＞　（税　込）

区　　分	使　用　料　（　１　ヶ　月　に　つ　き　）			
	基　本　料　金		従　量　料　金	
	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金（１㎥につき）
一 般 汚 水	10㎥まで	3,392円	10㎥超 ～ 20㎥	83円
			20㎥超	167円

○ 早見表（抜粋）　（税　込）

使用水量	使用料金	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金
0～10㎥	3,392円	40㎥	7,562円	100㎥	17,582円
15㎥	3,807円	50㎥	9,232円	200㎥	34,282円
20㎥	4,222円	60㎥	10,902円	300㎥	50,982円
25㎥	5,057円	70㎥	12,572円	500㎥	84,382円
30㎥	5,892円	80㎥	14,242円	1,000㎥	167,882円
35㎥	6,727円	90㎥	15,912円	2,000㎥	334,882円

○ 変遷

適用区分	基本料金	従量料金（1㎥あたり）		備考
適用区分	10㎥まで	10㎥超 ～ 20㎥	20㎥超	
平成19年 2月～平成26年 6月	3,238円	79円	159円	消費税５％
平成26年 7月～令和元年 9月	3,330円	82円	164円	消費税８％
令和元年10月～	3,392円	83円	167円	消費税１０％

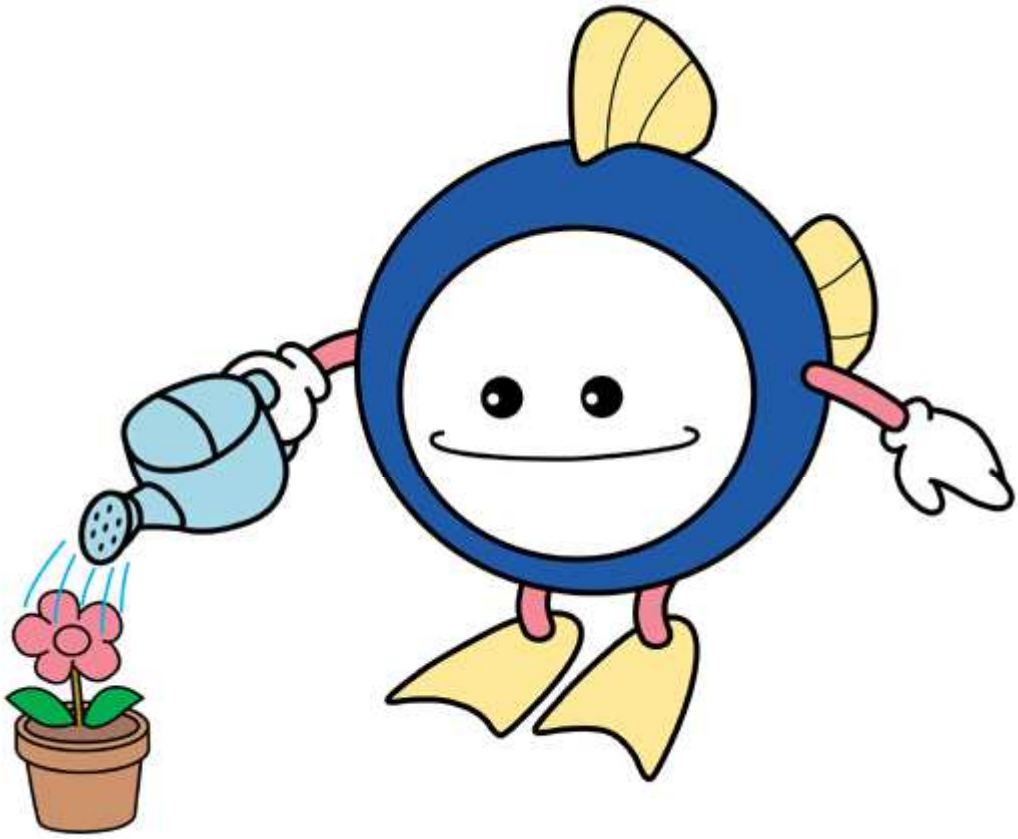
（２）受益者分担金

地方自治法第224条の規定に基づき、排水処理施設の設置により特に利益を受ける方より排水処理施設分担金を負担していただきます。

現在は、排水設備申請時に下記のとおり徴収しています。

大便器または兼用便器　　1個につき ･･･････20,000円

1個増すごとに･････7,000円



（３）財政状況

損益計算書

年　　度		令　和　３　年　度			令　和　４　年　度		
科　　目		決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
営業収益	初島漁業集落排水処理収益	5,117,000	21.51%	92.45%	5,355,000	24.18%	104.65%
	その他営業収益	0	0.00%	－	0	0.00%	－
営業外収益	引当金戻入	0	0.00%	－	0	－	－
	他会計からの補助金	18,445,000	77.53%	70.47%	15,749,000	71.12%	85.38%
	国庫補助金	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	長期前受金戻入	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	雑　収　益	228,000	0.96%	22800.00%	1,040,000	4.70%	456.14%
特　別　利　益		0	0.00%	－	0	0.00%	－
収　益　合　計　　A		23,790,000	100.00%	74.91%	22,144,000	100.00%	93.08%
営業費用	管　渠　費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	処 理 場 費	13,376,000	83.26%	62.65%	11,691,000	82.13%	87.40%
	総　係　費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	減価償却費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	資産減耗費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	2,689,000	16.74%	94.45%	2,543,000	17.87%	94.57%
	雑　支　出	0	0.00%	－	0	0.00%	－
特　別　損　失		0	0.00%	－	0	0.00%	－
費　用　合　計　　B		16,065,000	100.00%	66.38%	14,234,000	100.00%	88.60%
当年度純利益（△純損失）　A　－　B		7,725,000	－	102.22%	7,910,000	－	102.39%

※令和５年度までは決算状況調査（２６表）を転記したもので、参考数値である。

（単位：円）

令　和　5　年　度			令　和　6　年　度			令　和　7　年　度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
5,054,000	13.63%	94.38%	4,759,306	6.78%	94.17%	4,570,285	8.23%	96.03%
0	0.00%	－	380,072	0.54%	皆増	380,362	0.68%	100.08%
0	－	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
31,800,000	85.76%	201.92%	46,000,000	65.54%	144.65%	41,500,000	74.70%	90.22%
0	0.00%	－	3,220,000	4.59%	皆増	0	0.00%	皆減
0	0.00%	－	7,502,782	10.69%	皆増	8,985,789	16.17%	119.77%
227,000	0.61%	21.83%	0	0.00%	皆減	27,300	0.05%	皆増
0	0.00%	－	8,323,500	11.86%	皆増	93,859	0.17%	1.13%
37,081,000	100.00%	167.45%	70,185,660	100.00%	189.28%	55,557,595	100.00%	79.16%
0	0.00%	－	463,808	0.74%	皆増	0	0.00%	皆減
25,473,000	76.75%	217.89%	17,994,722	28.78%	70.64%	22,688,015	41.85%	126.08%
0	0.00%	－	5,000,800	8.00%	皆増	10,870,000	20.05%	217.37%
0	0.00%	－	14,105,296	22.56%	皆増	16,578,643	30.58%	117.53%
0	0.00%	－	4,390,000	7.02%	皆増	219,000	0.40%	4.99%
2,397,000	7.22%	94.26%	2,359,007	3.78%	98.41%	2,304,986	4.26%	97.71%
5,319,000	16.03%	－	2,614,154	4.18%	49.15%	1,549,761	2.86%	59.28%
0	0.00%	－	15,594,314	24.94%	皆増	0	0.00%	皆減
33,189,000	100.00%	233.17%	62,522,101	100.00%	188.38%	54,210,405	100.00%	86.71%
3,892,000	―	49.20%	7,663,559	―	196.91%	1,347,190	―	17.58%

貸借対照表(資産の部)

年　　度		令　和　3　年　度			令　和　4　年　度		
科　　目		決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
固定資産	土　　地	－	－	－	－	－	－
	建　　物	－	－	－	－	－	－
	構　築　物	－	－	－	－	－	－
	機械及び装置	－	－	－	－	－	－
	車両運搬具	－	－	－	－	－	－
	工具器具及び備品	－	－	－	－	－	－
	建設仮勘定	－	－	－	－	－	－
	有形固定資産　A 合　　計	－	－	－	－	－	－
	無形固定資産　B	－	－	－	－	－	－
	固定資産計　　C A＋B	－	－	－	－	－	－
流動資産	現金預金　　D	－	－	－	－	－	－
	未　収　金　　E	－	－	－	－	－	－
	流動資産計　　F D＋E	－	－	－	－	－	－
資　産　合　計 C＋F		－	－	－	－	－	－

※令和５年度までは特別会計によるため対象データなし。（令和５年度は企業会計移行に伴う開始貸借対照表数値である。）

（単位：円）

令　和　5　年　度			令　和　6　年　度			令　和　7　年　度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
34,316,496	10.05%	－	34,316,496	9.56%	100.00%	34,316,496	9.47%	100.00%
72,333,039	21.18%	－	70,305,178	19.59%	97.20%	68,277,317	18.84%	97.12%
147,660,232	43.23%	－	143,612,837	40.01%	97.26%	141,436,357	39.02%	98.48%
85,764,231	25.11%	－	89,162,971	24.84%	103.96%	78,700,296	21.71%	88.27%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	260,000	0.07%	皆増	213,200	0.06%	82.00%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	4,328,722	1.19%	皆増
340,073,998	94.75%	－	337,657,482	94.07%	99.29%	327,272,388	90.29%	96.92%
0	－	－	0	－	－	0	－	－
340,073,998	99.57%	－	337,657,482	94.07%	99.29%	327,272,388	90.29%	96.92%
1,130,999	0.33%	－	3,919,110	1.09%	346.52%	29,731,186	8.20%	758.62%
353,420	0.10%	－	17,358,331	4.84%	4911.53%	5,487,383	1.51%	31.61%
1,484,419	0.43%	－	21,277,441	5.93%	1433.39%	35,218,569	9.71%	165.52%
341,558,417	100.00%	－	358,934,923	100.00%	105.09%	362,490,957	100.00%	100.99%

貸借対照表(負債の部・資本の部)

年度			令和3年度			令和4年度		
科目			決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
負債の部	固定負債	企業債	－	－	－	－	－	－
		他会計借入金	－	－	－	－	－	－
		引当金	－	－	－	－	－	－
		固定負債合計 A	－	－	－	－	－	－
		企業債	－	－	－	－	－	－
		他会計借入金	－	－	－	－	－	－
		未払金	－	－	－	－	－	－
		引当金	－	－	－	－	－	－
		その他流動負債	－	－	－	－	－	－
		流動負債合計 B	－	－	－	－	－	－
	繰延収益	長期前受金収益化累計額	－	－	－	－	－	－
		繰延収益合計 C	－	－	－	－	－	－
	負債合計 A＋B＋C D		－	－	－	－	－	－
資本の部	資本金	自己資本金	－	－	－	－	－	－
		資本金合計 E	－	－	－	－	－	－
	剰余金	国庫補助金	－	－	－	－	－	－
		寄附金等	－	－	－	－	－	－
		資本剰余金合計 F	－	－	－	－	－	－
		当年度未処分利益剰余金 G	－	－	－	－	－	－
		剰余金合計 F＋G H	－	－	－	－	－	－
	資本合計 E＋H I		－	－	－	－	－	－
負債資本合計 D ＋ I			－	－	－	－	－	－

※令和５年度までは特別会計によるため対象データなし。（令和５年度は企業会計移行に伴う開始貸借対照表数値である。）

（単位：円）

令　和　5　年　度			令　和　6　年　度			令　和　7　年　度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
126,266,673	36.97%	－	123,762,102	34.48%	98.02%	113,099,106	31.20%	91.38%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
126,266,673	36.97%	－	123,762,102	34.48%	98.02%	113,099,106	31.20%	91.38%
9,832,383	2.88%	－	11,804,571	3.29%	120.06%	13,662,986	3.77%	115.74%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
1,408,119	0.41%	－	7,062,260	1.97%	501.54%	20,434,200	5.64%	289.34%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
11,240,502	3.13%	－	18,866,831	5.26%	167.85%	34,097,186	9.41%	180.73%
164,537,440	45.84%	－	166,092,020	46.27%	100.94%	160,733,505	44.34%	96.77%
164,537,440	45.84%	－	166,092,020	46.27%	100.94%	160,733,505	44.34%	96.77%
302,044,615	84.15%	－	308,720,953	86.01%	102.21%	307,929,797	84.95%	99.74%
5,197,306	1.52%	－	8,233,915	2.29%	158.43%	11,233,915	3.10%	136.43%
5,197,306	1.45%	－	8,233,915	2.29%	158.43%	11,233,915	3.10%	136.43%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
34,316,496	10.05%	－	34,316,496	9.56%	100.00%	34,316,496	9.47%	100.00%
34,316,496	10.05%	－	34,316,496	9.56%	100.00%	34,316,496	9.47%	100.00%
0	0.00%	－	7,663,559	2.14%	皆増	9,010,749	2.48%	117.58%
34,316,496	10.05%	－	41,980,055	11.70%	122.33%	43,327,245	11.95%	103.21%
39,513,802	11.57%	－	50,213,970	13.99%	127.08%	54,561,160	15.05%	108.66%
341,558,417	100.00%	－	358,934,923	100.00%	105.09%	362,490,957	100.00%	100.99%

資本的収入及び支出(税込)

年　　度			令　和　3　年　度			令　和　4　年　度		
科　　目			決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
資本的収入	企　業　債		11,200,000	40.40%	448.00%	500,000	25.83%	4.46%
	固定資産売却代金		0	0.00%	－	0	0.00%	－
	負担金等		0	0.00%	－	0	0.00%	－
	一般会計出資金		0	0.00%	－	0	0.00%	－
	国庫支出金		0	0.00%	－	700,000	36.16%	－
	県支出金		16,445,000	59.33%	269.15%	117,000	6.04%	0.71%
	他会計補助金		75,000	0.27%	3.08%	619,000	31.97%	―
	資本的収入合計		27,720,000	100.00%	250.95%	1,936,000	100.00%	6.98%
資本的支出	建設改良費	人　件　費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		委　託　料	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		工　事　費	27,720,000	78.21%	250.95%	1,638,000	17.19%	5.91%
		負　担　金	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		固定資産購入費	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		その他支出	0	0.00%	－	0	0.00%	－
		建設改良費合計	27,720,000	78.21%	250.95%	1,638,000	17.19%	5.91%
	企業債償還金		7,725,000	21.79%	102.14%	7,891,000	82.81%	102.15%
	予備費		0	0.00%	－	0	0.00%	－
	資本的支出合計		35,445,000	100.00%	190.47%	9,529,000	100.00%	26.88%

※令和５年度までは決算状況調査（２６表）による参考数値である。

（単位：円）

令　和　5　年　度			令　和　6　年　度			令　和　7　年　度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
5,300,000	38.23%	1060.00%	11,300,000	36.82%	213.21%	3,000,000	30.03%	26.55%
0	0.00%	－	6,798	0.02%	皆増	0	0.00%	皆減
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	3,000,000	9.78%	皆増	3,000,000	30.03%	100.00%
6,340,000	45.73%	905.71%	13,860,000	45.16%	218.61%	3,500,000	35.04%	25.25%
893,000	6.44%	763.25%	2,522,000	8.22%	282.42%	490,000	4.90%	19.43%
1,330,000	9.60%	214.86%	0	0.00%	皆減	0	0.00%	－
13,863,000	100.00%	716.06%	30,688,798	100.00%	221.37%	9,990,000	100.00%	32.55%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	0	0.00%	－	4,730,000	25.08%	皆増
14,161,000	63.73%	864.53%	29,700,000	74.53%	209.73%	2,277,000	12.07%	7.67%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
0	0.00%	－	286,000	0.72%	皆増	0	0.00%	皆減
0	0.00%	－	32,200	0.08%	皆増	46,800	0.25%	145.34%
14,161,000	63.73%	864.53%	30,018,200	75.33%	211.98%	7,053,800	37.40%	23.50%
8,061,000	36.27%	102.15%	9,832,383	24.67%	121.97%	11,804,581	62.60%	120.06%
0	0.00%	－	0	0.00%	－	0	0.00%	－
22,222,000	100.00%	233.20%	39,850,583	100.00%	179.33%	18,858,381	100.00%	47.32%

３．施設の概要

（１）初島浄水管理センター

位置　　熱海市初島900-3外
敷地面積　　1,664㎡
供用開始　　平成19年2月
下水排除方式　　分流式
処理方法　　膜分離活性汚泥法
処理対象人員　　1,880人
放流先　　相模灘
汚泥処理　　機械脱水→場外搬出

令和 8年 3月31日現在

主要施設			
（流入汚水処理施設）			
流入ポンプ槽	1池 巾3.2m×長8.0m×有効水深1.00m	ポンプ 3.7kw　2台（内1台予備）	
ばっ気沈砂槽	1池 巾1.4m×長1.4m×有効水深1.60m	ブロア 0.75kw 1台	
流量調整槽	2池 巾7.8m×長5.7m×有効水深3.40m	流量調整ポンプ 2.2kw　3台（内1台予備）	余剰汚泥引抜ポンプ 0.4kw 1台
ばっ気槽	2池 巾3.6m×長4.5m×有効水深3.70m	ブロア 11.0kw 3台（内1台予備）	処理水ポンプ 2.2kw 3台（内1台予備）
散水ポンプ槽	1池 巾1.4m×長2.0m×有効水深1.00m	消泡ポンプ 1.5kw　1台	
消毒槽	1池 巾1.4m×長4.0m×有効水深1.00m		
汚泥貯留槽	1池 巾4.0m×長6.2m×有効水深3.50m		
脱臭装置	5㎥/min	脱臭ファン 0.75kw 1台	
（汚泥処理設備）			
汚泥脱水機	多重板型スクリュープレス脱水機 1台		

(2) 管路施設

	管種	管径(mm)	延長
管路	ＨＰ	250	29m
	ＶＵ	150～250	1,398m
	ＰＥ	100	299m
	不明	200	50m
	合計		1,767m
マンホールポンプ場			2箇所

４．資料

（１）　令和7年度　浄水管理センター水質分析結果

項目 / 検査日	PH		SS(mg/L)		COD(mg/L)		BOD(mg/L)		大腸菌数
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	
4月4日	6.9	7.5	29	<1	67	9.2	65	0.6	-
5月8日	6.7	7.3	18	<1	34	8.8	58	5.8	-
6月5日	6.6	7.1	27	<1	57	6.6	35	1.2	ND
7月10日	7.0	6.9	54	<1	63	8.2	17	1.4	-
8月7日	7.1	7.6	120	<1	63	9.6	27	3.2	-
9月4日	7.0	7.5	25	<1	20	3.4	8.4	0.9	-
10月2日	6.9	7.4	23	1	29	4.8	9.0	1.0	-
11月6日	6.9	7.5	17	<1	33	3.2	15	<0.5	-
12月5日	6.9	7.3	26	1	34	3.4	17	1.2	ND
1月15日	7.0	7.4	100	<1	46	5.0	52	12.0	-
2月5日	7.1	7.2	170	1	110	4.4	140	18.0	-
3月5日	6.9	7.4	37	<1	68	5.8	29	0.5	-
計画水質（流入・放流）	-	-	200	5	-	10.0	200	5	-
水質汚濁防止法一般排水基準	5.0～9.0（海域）		90mg/L（日平均70mg/L）		40mg/L（日平均30mg/L）		160mg/L（日平均120mg/L）		800CFU/mL
浄化槽法放流水基準値	BOD 20mg/L以下　BOD除去率 90%以上								

（２）　熱海市初島漁業集落排水処理施設条例

第１条　この条例は、熱海市初島漁業集落排水処理施設の設置、管理、使用料、手数料及び分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　漁港及び周辺水域の水質保全に寄与することにより、漁業集落の健全な発展と生活環境の向上に資することを目的として、熱海市初島漁業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）を設置する。

（名称、位置及び処理区域）

第３条　排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	位置	処理区域
初島漁業集落排水処理施設	熱海市初島字拝ノ山地内	熱海市初島のうち市長が定める区域

（定義）

第４条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 汚水　し尿及び雑排水（雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。

(2) 排水処理施設　汚水を排除するために設ける排水管その他の排水施設、これに接続して汚水を処理するために設ける処理施設その他の施設の総体をいう。

(3) 排水設備　汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管その他の排水のための設備をいう。

(4) 使用者　汚水を排水処理施設に排除してこれを使用する者をいう。

（供用開始の告示）

第５条　市長は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する年月日、処理区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。

（排水設備の設置義務）

第６条　排水処理施設の供用が開始されたときは、当該処理区域の建物の所有者は、供用を開始された日から、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（排水設備の計画の確認）

第７条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、その計画が規則で定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準（以下「排水設備設置基準」という。）に適合するものであることについて、あらかじめ、市長の確認を受けなければならない。

２　前項の規定により確認した事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項について、あらかじめ、市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（工事の実施）

第８条　排水設備の新設等の工事は、熱海市下水道条例（平成１１年熱海市条例第６号。以下「下水道条例」という。）第７条に規定する指定工事店でなければ行うことができない。

（工事の検査）

第９条　排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から５日以内にその旨を市長に届け出て、当該工事が排水設備設置基準に適合するものであることについて検査を受けなければならない。

２　市長は、前項の検査を行った場合において、その工事が排水設備設置基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

（排除の制限）

第１０条　使用者は、し尿を排水処理施設へ排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

２　使用者は、雨水、海水、油類その他の排水処理施設の機能を妨げ、又はこれを損傷するおそれがあるものを排水処理施設に排除してはならない。

（使用開始等の届出）

第１１条　排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（使用料）

第１２条　使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、１箇月につき次の表に定める額を合計した額とする。

区分	排除汚水量	金額
基本使用料	１０立方メートルまでのもの	３，３９２円
超過使用料	１０立方メートルを超え２０立方メートルまでのもの	１立方メートルにつき　８３円
	２０立方メートルを超えるもの	１立方メートルにつき　１６７円

（使用料の算定及び徴収）

第１３条　使用料の算定及び徴収については、熱海市水道条例（平成１０年熱海市条例第４号）に定める料金の算定及び徴収の例による。

（使用料等の督促）

第１４条　市長は、この条例の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後２０日以内に督促状を発行して督促する。

２　前項の督促状を発行した場合の納付の期限は、その発行の日から１５日以内とする。

３　第１項の規定による督促を行った者に対しては、熱海市税外収入の督促等に関する条例（昭和４６年熱海市条例第２３号）の規定を準用し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

（使用料の減免）

第１５条　市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（手数料）

第１６条　市長は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の手数料を当該申請者から徴収する。

区分	金額
排水設備等計画確認申請手数料	１件につき　３００円
排水設備等の工事検査手数料	大便器又は兼用便器１個につき　３００円 １個増すごとに　１５０円
排水設備等の材料検査手数料	１件につき　３００円
各種証明手数料	１件につき　２００円

２　前項の手数料は、申請を行う際に徴収する。

３　既納の手数料は、返還しない。

（分担金）

第１７条　市長は、排水処理施設の経費に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２４条の規定に基づき、排水処理施設の設置により特に利益を受ける者（以下「受益者」という。）から排水処理施設分担金（以下「分担金」という。）を徴収する。

２　前項の規定により徴収する分担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 大便器又は兼用便器１個につき　２万円

(2) 大便器又は兼用便器１個を増すごとに　７，０００円

３　前項の分担金は、第９条に規定する検査を行った後、速やかに徴収するものとする。

（分担金の減免）

第１８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している建物に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体が経営する企業の用に供している建物に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している建物に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めた受益者

（監督処分等）

第１９条　市長は、この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者に対し、この条例に基づく行為又は工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

２　市長は、排水処理施設の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、前項の措置を命ずることができる。

（損害賠償）

第２０条　排水処理施設の機能を妨げ、又はこれを損傷した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又はその損害について市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（特別使用）

第２１条　処理区域外から排水処理施設に固着して排水設備を設けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、排水処理施設の処理能力その他管理上支障があると認めるときは、前項の許可を

することができない。

３　第１項の規定により許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

（委任）

第２２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第２３条　次の各号のいずれかに該当する者に対し、５万円以下の過料を科する。

(1) 第７条の確認を受けないで排水設備の新設等を行った者

(2) 第８条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

(3) 第９条第１項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者

(4) 第１１条の規定による届出を怠った者

(5) 第１９条に規定する命令に違反した者

第２４条　詐欺その他不正の行為により使用料、手数料又は分担金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年２月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第５項の規定は平成１９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　第７条の規定による確認、第８条及び第９条に規定する工事並びに第１１条の規定による届出並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

（熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

３　熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和３９年熱海市条例第８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（熱海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

４　熱海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年熱海市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（熱海市初島下水処理事業特別会計条例の一部改正）

5　熱海市初島下水処理事業特別会計条例（平成１６年熱海市条例第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成２６年条例第４号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

5　第５条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例第１２条の規定及び第９条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例別表の規定は、平成２６年７月徴収分から適用する。

6　この条例の施行の際現に改正前の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定及び改正前の熱海市離島初島簡易水道条例の規定により徴収すべきであった使用料の取扱いについては、第５条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定及び第９条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２７年条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３１年条例第９号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

5　第４条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例第１２条の規定、第９条の規定による改正後の熱海市水道条例別表の規定、第１０条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例別表の規定、第１１条の規定による改正後の熱海市下水道条例別表の規定並びに第１２条の規定による改正後の熱海市温泉条例第２１条第２項、別表第２及び別表第３の規定は、平成３２年１月徴収分から適用する。

6　この条例の施行の際現に改正前の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定、改正前の熱海市水道条例の規定、改正前の熱海市離島初島簡易水道条例の規定、改正前の熱海市下水道条例の規定及び改正前の熱海市温泉条例の規定により徴収すべきであった料金等の取扱い

については、第４条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定、第９条の規定による改正後の熱海市水道条例の規定、第１０条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例の規定、第１１条の規定による改正後の熱海市下水道条例の規定及び第１２条の規定による改正後の熱海市温泉条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和元年条例第３２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

初島漁業集落排水事業のあらまし(令和７年度版)

令和８年10月

編集発行

熱海市公営企業部下水道課

〒413-8550　　熱海市中央町１－１

TEL：0557-86-6526　　FAX：0557-86-6527

E-mail：koeigesui@city.atami.lg.jp